

第12回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年6月25日(火) 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について

日程第8 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第9 議案第6号 相続税の納税猶予に係る証明について

日程第10 報告第1号 第1回農地小委員会の報告について

日程第11 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第13 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 吉清水 秀明

3番委員 主濱 学

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 熊谷 喜彦

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 勝田 徹

8番委員 太田 豊

9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

西部地区担当 宮林 和徳

北部地区担当 松村 秀隆 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年6月25日（火） 午前10時00分

佐々木事務局長 只今より第12回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第12回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年5月25日から令和6年6月25日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第11回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、新規就農者への贈与の案件です。自家消費目的であることから、事前に提出された新規就農者プロフィール、営農計画書を現地調査担当委員が確認したところ、必要な機械の所有状況や後継者の有無を含め就農に問題がないと判断されました。作付予定作物はジャガイモ、キュウリ、エダマメ、サツマイモとなっております。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、主濱学農業委員、宮林和徳推進委員、松村秀隆推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を主濱委員にお願いします。

主濱委員

3番主濱です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年6月17日に宮林推進委員及び松村推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地及び農業用地として管理されていることが確認できました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしま

した。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は8ページから12ページまでをご覧ください。

始めに整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設面積1,469.97平方メートルの2分の1以内の面積であることから、農地転用目的の不許可の例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

次に整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農業用施設用地として用途指定されており、指定の用途に転用する計画であることから許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を主濱委員にお願いします。

主濱委員 3番主濱です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

始めに整理番号1番の申請地の位置は、滝沢第二小学校から東へ約270メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は雑種地、西側及び南側は宅地、北側は農地になっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、篠木小学校から西へ約90メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み篠木小学校の敷地、西側は水路を挟み農地、南側は道路を挟み農地、北側は農地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があります。整理番号2番は、3番主濱委員が該当します。
つきましては、整理番号1番を先に審議し、次に整理番号2番から6番までを審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。
それでは、議案第3号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります3番主濱委員の退席を求めます。

(3番主濱委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第3号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は14ページから16ページまでと20ページをご覧ください。

整理番号1番は、所有者が耕作できなくなってしまった農地について、地域で新たに設立された法人へ権利の設定がなされるものです。

以上、議案第3号のうち整理番号1番については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番について、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。

また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

3番主濱委員の入場を許可します。

(3番主濱委員入場)

議長 3番主濱委員にお伝えします。議案第3号のうち整理番号1番につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号のうち整理番号2番から6番までを審議いたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任

それでは、議案第3号のうち整理番号2番から6番までについて補足説明いたします。議案書は16ページから20ページまでをご覧ください。案件は新規の貸借案件が5件で、全て一括方式により権利の設定がなされるものです。

整理番号2番及び3番は、それぞれ地元の法人への貸付案件です。

整理番号4番は、盛岡市の法人への貸付案件です。

整理番号5番及び6番は、新規就農者である法人への貸付案件で

あり、事前に農地小委員会において聞き取り調査を実施しております。

以上、議案第3号のうち整理番号2番から6番までについては、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

ここで関連がありますので、日程第10、報告第1号、第1回農地小委員会の報告について、農地小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長

農地小委員会委員長の吉清水です。それでは、私の方から第1回農地小委員会の結果をご報告いたします。議案書は32ページ及び33ページをご覧ください。

5月24日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、新規就農予定者に対する聞き取り調査を実施いたしました。

新規就農者に対する聞き取り調査ですが、新規就農予定者の法人は全国で30施設の自立支援援助ホームを運営しておりますが、今回農福連携事業を行うため様々な条件を踏まえたうえで滝沢市での就農を希望されました。また、八幡平市で昨年閉鎖された観光農園を買い取り、八幡平市でも農業を行う予定とのこと。作業職員は5人ですが、いずれも農業経験があり、また、地域の農家の協力も得ていることから技術等に問題はないものと判断しました。将来は施設利用者の就労を始めとして、地域農業を盛り上げたいとのこと。農地小委員会では、提出されました営農計画書や自己紹介等を踏まえ、法人として農業を行う意欲、技術等は十分と判断されます。農業に従事するうえで携わる方々との関係性を大切にいただき、会社組織で農業を行う強みを活かし頑張っていたいただきたいと助言をいたしました。

以上のことから農地小委員会としては、営農意欲は充分にあり就農に問題はないと思われるとの結論に至りました。協議の結果、原案のとおり就農計画は妥当であるとするに異議なく承認されました。

最後にその他ですが、大崎の農地で新規就農を予定していた方が、今回、滝沢市での就農を行わない旨の連絡が事務局にありましたことについて情報共有をいたしました。この方は有機農業を希望されておりましたが、周辺住民の理解等といった課題に対して解決には至らなかったため、就農を断念されたようでした。

農業委員会では今年度有機農業の研修を行いました。農業者が抱える課題に対してアドバイス等ができるよう更なるスキルアップは必要であり、今後も研修等を行っていききたいといった意見が交わされました。

以上で第1回農地小委員会の報告とします。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは引き続き私の方から議案第3号のうち整理番号2番から6番までについて、現地調査を実施しましたのでご報告申し上げます。

整理番号2番から6番までの農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。

また、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

太田委員 参考までにお聞きしたいのですが、新規就農予定だったようですが辞退されてしまったということで、具体的にどのような理由があって辞退をされたのか、何か分かるのであれば参考までに教えてください。

鈴木主任 顛末書の方には理由は記載いたしませんでしたが、具体的には利用する農地の近隣の住民の方の家と農地の境界には雑草が生えていたものの、対象者は有機農業なので草を刈らないようにしていたのですが、それが気になった近隣住民の方が手入れをしてしまったということ、近隣住民の方からは雑草はしっかり管理して欲しいと3回以上直接注意されたということ、そして、利用する予定だった農地の隣の農地が長いもをやられており、そこからの農薬がこちらに影響する可能性が気になったというところで、本人はここで有機農業をやりたかったのですが、この農地ではそれが難しいということから、今回は断念されたということです。

議長 他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号2番から6番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号2番から6番までは原案のと

おり決定いたしました。

議長 先程の有機農法で希望されている案件については先日の研修会でも勉強したとおり近隣との調和がやはり必要となってまいりますことから、今後とも注意しながら農地の斡旋等をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第4号について、補足説明いたします。議案書は22ページから24ページまでをご覧ください。
整理番号1番及び2番は、耕作者の変更案件です。
整理番号1番は、認定農業者への変更、整理番号2番は、議案第3号で説明がありました新規就農者である法人への変更となっております。
以上、整理番号1番及び2番は、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件は再配分に係る案件のためいずれも現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

（質疑なし）

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は2件です。議案書は26ページから28ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員 推進委員の松村です。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番と2番の申請地は隣接しており、位置は滝沢勤労者体育センターから東へ約120メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路を挟み農地、西側は道路及び水路を挟み宅地、南側は水路及び道路を挟み農地、北側は道路を挟み農地になっていました。現地は砂利が敷かれ、資材置場やトラックの駐車場等として利用されている様子が確認できました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、相続税の納税猶予に係る証明についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第6号、相続税の納税猶予に係る証明についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は30ページをご覧ください。

この制度の適用を受けた相続人は3年毎に税務署に継続届出書を提出することになっており、関係法令によって農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書あるいは引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を添付することになっております。

このため農業委員会では、相続人の願出があれば適用を受けている農地の現況を確認し証明する必要があることとなります。

なお、整理番号1番の農地は、これまで1,543平方メートルの一筆全体を納税猶予の対象としておりましたが、この度南側の一部を所有権移転のうえ転用を行う必要が生じたことから、その264平方メートルについては相続税等の納付を行い、本年5月30日付で納税猶予の対象から外れております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員 推進委員の松村です。それでは私の方から議案第6号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番について、鶉飼御庭田地内の農地は以前は畑として利用されていましたが、近年は自己保全管理を行っているとのことでした。

以上について調査の結果、対象の農地はいつでも農地として作付できるよう適正に管理されており問題ないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第11、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第13、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書34ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第12回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年6月25日（火） 午前10時35分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和6年6月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一